

ダイレクト定期 (1)

平成22年10月1日現在

商 品 名	ダイレクト定期	
	《単利型》	《複利型》
預 入 条 件	たましんダイレクトでご契約いただいた定期預金（個人の方のみ）	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 自動継続式（元金継続・元利金継続）、自動解約式をご利用いただけます。 ・ 満期日指定方式 テレホンバンキングでのご契約のみお取扱いいたします。 1ヵ月以上3年未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 3年、4年、5年 自動継続式（元金継続・元利金継続）、自動解約式をご利用いただけます。
預 入		
預 入 方 法	一括預入	
預 入 金 額	1円以上（総合口座は5万円以上）	1円以上（総合口座は5万円以上）、当初預入1,000万円未満
預 入 単 位	1円単位	
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。	
利 息		
適 用 金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ時に店頭表示された利率に一定の利率を上乗せして満期日まで適用いたします。* ・ 自動継続後は「定期預金」またはポイントサービスロングパートナーの「ポイント金利優遇定期」となります。 ※ポイントサービスに加入しゴールドステージの方が100万円以上1,000万円未満の1年もの定期預金をご契約いただいた場合は、初回満期日まではポイントサービス優遇金利+ダイレクト定期優遇金利の合計を店頭表示金利に上乗せ適用いたします。自動継続時にゴールドステージの場合は「ポイント金利優遇定期」の自動継続後の金利優遇を自動継続時の店頭表示金利に上乗せ適用いたします。 	
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満…満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年、2年超3年未満…1年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間3年…1、2年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間4年…1、2、3年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間5年…1、2、3、4年目に中間利払いをいたします。 ・ 当初預入金額1,000万円未満の元利継続式で預入期間2年の場合のみ、中間払い利息で定期預金（子定期）を作成いたします。この子定期の利率は店頭表示金利であり、優遇金利とはなりません。 ・ 中間利払い……4年、5年ものは約定利率 4年、5年もの以外は約定利率×70% 	満期日以後に一括してお支払いいたします。
計 算 方 法	付利単位を1円（1,000万円以上は100円）とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算
税 金	[分離課税] お利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 [マル優] マル優でのお取り扱いを希望のお客さまは、恐れ入りますがお取引店にご相談ください。	
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初預入金額1,000万円未満…「スーパー定期」に準じてお取扱いいたします。 ・ 当初預入金額1,000万円以上…「大口定期」に準じてお取扱いいたします。 ※大口定期の場合基準利率算出の際に適用する利率は優遇利率ではありません。	

ダイレクト定期 (2)

平成22年10月1日現在

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none">・たましんコールセンター（☎0120-70-1616）または窓口へご照会ください。・当金庫ホームページ（たましんダイレクト http://www.tamashin.jp/p/）でもご覧いただけます。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務相談室（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・「ダイレクト定期」は、たましんパーソナルダイレクト（個人の方対象）にてご契約いただいた定期預金が対象となります。・定期預金通帳、総合口座通帳のみのお取扱いとなります。ご契約以降、たましんキャッシュコーナーまたは窓口でのご記帳をお勧めします。・「総合口座」の貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。・マル優でのお取り扱いを希望のお客さまは、恐れ入りますがお取引店にご相談ください。・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）